

# EOIガイドライン案

東京大学 藤枝俊輔

# 目的・母体

- ▶ 無線LAN緊急開放方式を可能な範囲で共通化
  - ガイドラインによる提供組織の負担軽減、後押し
  - 共通化によるユーザの利便性確保
- ▶ 問題点や課題を共有し一緒に取り組む
- ▶ 緊急時インターネット開放協議会（準備中）
  - <https://sites.google.com/site/eoicsite/>
  - 個人ベースで参加、MLで議論
    - 現状：情処IOT研究会とWIDEプロジェクト

# ①緩やかな協力体制

## MUST/SHOULD/MAYのガイドライン

### MUST(必須)

- ▶ 無料で開放
- ▶ 期間限定
- ▶ インターネットへアクセス可能
- ▶ 利用の事実やログ情報の営利目的利用禁止
- ▶ 組織が行う

### SHOULD(推奨)

- ▶ SSID
- ▶ 暗号化:なし
- ▶ 認証:なし
- ▶ 開始～終了時期
- ▶ ブラックホール化したAPの停止

### MAY(個別判断)

- ▶ ノウハウ共有  
フィルタリング  
優先制御  
WEBリダイレクト  
時間制限

# 共通SSID

## 同一（例：171）

- ▶ ユーザが一度設定すればどのAPにも自動的に接続
- ▶ 協力して周知しやすい
- ▶ ユーザが意図してAPを選択することが困難
  - ブラックホールAPがいても回避できない。

## セパレート（例：171-XXX）

- ▶ ユーザが接続するAPを選択できる
- ▶ SSIDから、EOIであることが判別可能
- ▶ AP間をローミングできない
- ▶ 場所を移動するたびに現地のSSIDの発見が必要

# 提供開始～終了時間

- ▶ 発災から6時間以内に提供開始～72時間は提供
- ▶ 提供終了を検討する時期
  - 発災から72時間/2週間
  - 安易な長期提供を避けるため終了検討時期を明示
- ▶ 参考：発災からの時間と求められる行動の目安
  - 6時間：一時滞在施設開設
  - 72時間：一時滞在施設提供、社内待機の備蓄準備
  - 3日後：帰宅開始
  - 2週間：避難所の設置終了

(出展：首都直下地震帰宅困難者等対策協議会 最終報告)

# 通信ログ

- ▶ EOIで残った通信ログをどうするか
  - 電気通信事業者は3ヶ月程度のログ保管が目安
  - 一般組織も、社会的な責任としてログを残している
- ▶ 二次利用や第三者への提供は禁止
  - 政府・自治体・警察・消防・自衛隊等からの要請を除く
- ▶ 一定期間内の破棄を原則とする

## ②問題の共有

- ▶ 社会的にグレーな部分の整理、容認の働きかけ
  - 無線LAN上の通信制御
  - 不正利用された場合の追跡の免責
  - インターネット回線利用規約の一時的な緩和
- ▶ セキュリティ
  - 非暗号化された無線LANの利用上の注意(利用者向け)
  - 開放を装った悪意のある基地局

# 通信の把握・記録

- ▶ 一般組織はポリシーに基づいた通信制御や検査を行っている
  - フィルタ、アプリケーションコントロール、プロキシ、ログ取得など
  - 平時のゲスト接続時には運用ポリシーの承諾を得るのが一般的(憲法: 通信の秘密に抵触する恐れ)
- ▶ 緊急開放ではゲストからの承諾が困難
  - 運用の不適切さから躊躇
  - 承諾を得ること自体、緊急時にはユーザに不利
- ▶ EOIを提供するうえで最低限の通信把握・記録が認められる必要がある



# 未整理の課題

## ▶ 開放の範囲

- 例：北海道の災害に対して、九州でも開放が必要か？

## ▶ 開放の条件

- 最終的には個別判断としても目安があったほうがよい
- どのような状況が緊急時か？
  - 地震、津波、こう水、暴風、豪雨、豪雪、噴火、火事、テロ
  - 災害の規模ではなく、公衆網への影響の有無で判断？

# フリーディスカッションでのお願い

- ▶ 緊急開放を“平時”に議論して準備したい
- ▶ 運用者・技術者視点で、議論に参加して下さい
- ▶ 考慮すべき課題を指摘して下さい
- ▶ 自分の組織が無線LAN開放を行うとしたら何が問題になりますか？
- ▶ どうすれば動けるようになりますか？